

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心 外3名

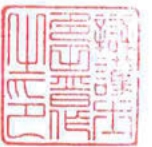
被告 国

訴えの変更申立書

2026年3月17日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多田晋作



頭書事件につき、原告は、訴状記載の請求の趣旨につき、次のとおり、訴えの変更を申し立てる。

第1 請求の趣旨

1 訴状(1)ア〔主位的請求〕(本件地位確認の訴え①)について

(1) 変更前¹

「(1)ア〔主位的請求〕原告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあることを確認する」

(2) 変更後

「(1)ア〔主位的請求〕原告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、公選法137

¹ ただし、2025年11月5日付け訴えの変更申立書による訴え変更後のもの

条の2第1項の規定にかかわらず、選挙運動をすることができる地位にあることを確認する

イ〔予備的請求1〕原告　　が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において選挙運動をしたことをもって、同人が未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位にあることを確認する」

2 訴状(1)イ〔予備的請求〕（本件違法確認の訴え①）について

(1) 変更前

「イ〔予備的請求〕被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告　　に対し、同人らが未成年者であることを理由として、未成年者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であることを確認する」

(2) 変更後

「ウ〔予備的請求2〕被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告　　太に対し、同人が未成年者であることを理由として選挙運動を禁止することは違法であることを確認する

エ〔予備的請求3〕被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告　　に対し、同人が選挙運動をしたことをもって、未成年者であることを理由として刑罰を科すことは違法であることを確認する」

3 訴状(2)ア〔主位的請求〕（本件地位確認の訴え②）について

(1) 変更前

「(2)ア〔主位的請求〕原告　　が、次回の衆議院議員、参議院議員並び

に地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、同人らを選挙運動において使用した者が原告()が未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位にあることを確認する」

(2) 変更後

「(2)ア [主位的請求] 原告()が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、公選法137条の2第2項の規定にかかわらず、他人に使用されて選挙運動をすることができる地位にあることを確認する」

4 訴状(2)イ [予備的請求] (本件違法確認の訴え②) について

(1) 変更前

「イ [予備的請求] 被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告()に対し、同人らが未成年者であることを理由として、同人らを使用した者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であることを確認する」

(2) 変更後

「イ [予備的請求] 被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告()に対し、同人が未成年者であることを理由として、他人に使用されて選挙運動をすることを禁止することは違法であることを確認する」

第2 変更後の請求の原因

従前の主張のとおりである。

以上